

令和6年2月定例会

総務委員会資料

(総務部)

特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 平成21年6月から令和6年12月までの間に支給する特別職の職員の期末手当の額は、第7条および附則第6項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 平成21年12月1日から令和7年4月30日までの間に支給する特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>以下 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 平成21年6月から令和5年12月までの間に支給する特別職の職員の期末手当の額は、第7条および附則第6項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。</p> <p>5 (略)</p> <p>6 平成21年12月1日から令和6年3月31日までの間に支給する特別職の職員の給料月額は、第3条の規定にかかわらず、別表に掲げる給料月額から、当該給料月額に市長にあっては100分の10、副市長、常勤の監査委員および地方公営企業の管理者にあっては100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同表に掲げる給料月額とする。</p> <p>以下 (略)</p>

議案第38号 教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する件

教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件および職務に専念する義務の特例に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1および2 (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 平成21年6月から令和6年12月までの間に支給する教育長の期末手当の額は、第4条および附則第5項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給料月額に関する特例措置)</p> <p>5 平成21年12月1日から令和7年4月30日までの間に支給する教育長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。</p> <p>6 (略)</p>	<p>第1条～第8条 (略)</p> <p>附 則</p> <p>1および2 (略)</p> <p>(期末手当に関する特例措置)</p> <p>3 平成21年6月から令和5年12月までの間に支給する教育長の期末手当の額は、第4条および附則第5項ただし書の規定にかかわらず、これらの規定により算出した額から、当該算出した額に100分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。</p> <p>4 (略)</p> <p>(給料月額に関する特例措置)</p> <p>5 平成21年12月1日から令和6年3月31日までの間に支給する教育長の給料月額は、第3条第1項の規定にかかわらず、同項に規定する給料月額から、当該給料月額に100分の5を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、期末手当および退職手当の額の算出の基礎となる給料月額は、同項に規定する給料月額とする。</p> <p>6 (略)</p>

議案第39号 秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例および秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件

秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例新旧対照表（第1条関係）

改 正 案	現 行
<p>第1条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）ならびに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬ならびに<u>期末手当および勤勉手当</u></p> <p>(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当および勤勉手当</u></p> <p>2および3（略）</p> <p>第3条～第20条（略） （会計年度任用職員の期末手当および勤勉手当）</p> <p>第21条 任期の定めが6箇月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員には、給与条例第26条の規定の例により期末手当を、<u>給与条例第27条第1項から第4項までの規定の例により勤勉手当を、それぞれ支給する。</u>この場合において、期末手当基礎額および<u>勤勉手当基礎額</u>は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 6月に期末手当および<u>勤勉手当</u>を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4 <u>給与条例第26条の2および第26条の3（これらの規定を給与条例第27条第5項において読み替えて準用する場合を含む。）</u>の規定は、会計年度任用職員について準用</p>	<p>第1条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第2条 会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 法第22条の2第1項第1号に掲げる職員（以下「第1号会計年度任用職員」という。）基本報酬（正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。以下同じ。）ならびに地域手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬ならびに期末手当</p> <p>(2) 法第22条の2第1項第2号に掲げる職員（以下「第2号会計年度任用職員」という。）給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>および期末手当</u></p> <p>2および3（略）</p> <p>第3条～第20条（略） （会計年度任用職員の期末手当）</p> <p>第21条 任期の定めが6箇月以上で、かつ、1週間当たりの勤務時間が15時間30分以上である会計年度任用職員には、給与条例第26条の規定の例により期末手当を支給する。この場合において、期末手当基礎額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1)～(4)（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に会計年度任用職員として任用された者の任期（6箇月未満のものに限る。）の定めと前会計年度における任期（前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。）の定めとの合計が6箇月以上に至ったときは、第1項に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。</p> <p>4 給与条例第26条の2および第26条の3の規定は、会計年度任用職員について準用する。</p>

<p>する。</p> <p>(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)</p> <p>第22条 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 単純な労務に雇用される第1号会計年度任用職員 基本報酬ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬ならびに<u>期末手当および勤勉手当</u></p> <p>(2) 単純な労務に雇用される第2号会計年度任用職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当および勤勉手当</u></p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>	<p>(単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与)</p> <p>第22条 単純な労務に雇用される会計年度任用職員の給与は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 単純な労務に雇用される第1号会計年度任用職員 基本報酬ならびに特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当および宿日直手当に相当する報酬ならびに<u>期末手当</u></p> <p>(2) 単純な労務に雇用される第2号会計年度任用職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当<u>および期末手当</u></p> <p>2 (略)</p> <p>以下 (略)</p>
---	--

秋田市公営企業職員の給与に関する条例新旧対照表(第2条関係)

改正案	現行
<p>第1条～第16条の6 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当および勤勉手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料、前号に定める手当および退職手当</p> <p>2 第2条第2項、第3条、第5条から第9条まで、第10条、第12条から第15条まで、第16条第1項、同条第2項(部分休業および介護休暇に係る部分に限る。)、第16条の3および第16条の6の規定(会計年度任用職員が前項第1号に掲げる会計年度任用職員である場合にあつては、第14条の規定を除く。)は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「の規定」とあるのは「および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号)の規定」と、第16条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間45分</p>	<p>第1条～第16条の6 (略)</p> <p>(非常勤職員の給与)</p> <p>第17条 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)の給与の種類は、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員 給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当および<u>期末手当</u></p> <p>(2) 地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員 給料、前号に定める手当および退職手当</p> <p>2 第2条第2項、第3条、第5条から第9条まで、第10条、第12条、<u>第14条、第15条</u>、第16条第1項、同条第2項(部分休業および介護休暇に係る部分に限る。)、第16条の3および第16条の6の規定(会計年度任用職員が前項第1号に掲げる会計年度任用職員である場合にあつては、第14条の規定を除く。)は、会計年度任用職員について準用する。この場合において、第15条中「の規定」とあるのは「および秋田市会計年度任用職員の給与等に関する条例(令和元年秋田市条例第22号)の規定」と、第16条第2項中「小学校就学の始期」とあるのは「3歳」と、「2時間」とあるのは「当該会計年度任用職員について1日につき定められた勤務時間から5時間</p>

を減じた時間」と読み替えるものとする。	45分を減じた時間」と、第16条の6ただし書中「期末手当および勤勉手当」とあるのは「期末手当」と読み替えるものとする。
3 (略)	3 (略)
以下 (略)	以下 (略)

秋田市職員の育児休業等に関する条例新旧対照表（附則第2項関係）

改 正 案	現 行
第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)	第1条～第6条 (略) (育児休業をしている職員の期末手当等の支給)
第7条 (略)	第7条 (略)
2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の期末手当の支給については、別に定めるところによる。	2 前項の規定にかかわらず、育児休業をしている地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）の期末手当の支給については、別に定めるところによる。
3 秋田市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。	3 秋田市職員給与条例第27条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（ <u>会計年度任用職員を除く。</u> ）のうち、基準日以前6箇月以内の期間において勤務した期間がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。
4 <u>前項の規定にかかわらず、育児休業をしている会計年度任用職員の勤勉手当の支給については、別に定めるところによる。</u>	
以下 (略)	以下 (略)

秋田市職員の退職手当に関する条例新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>第1条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 旧機関の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条の2において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>15～29 (略)</p>	<p>第1条～第21条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～13 (略)</p> <p>14 旧機関の職員が、引き続き職員となり、かつ、引き続き職員として在職した後引き続き国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第35条において準用する独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第50条の10第2項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。</p> <p>15～29 (略)</p>

請願・（陳情）		令和6年2月市議会提出分		（新規）・継続	
受理番号	受理年月日	件名	陳情者名		
12	令和6年 2月5日	秋田市公契約基本条例の 充実発展に向けた検討に ついて			
陳情の要点			左に対する措置等		
<p>秋田市が発注する公共工事や業務委託について、公的サービスの質を確保するため、市が適正と考える賃金・報酬が、事業に従事する全ての労働者に確実に支払われるよう、秋田市公契約基本条例において、労働報酬下限額を定めるなど、同条例の充実発展に向けた検討を進めるよう陳情する。</p>			<p>労働者の賃金は、最低賃金を下回らない条件により労使間の合意で定めるものと考えており、市が独自に労働報酬下限額を定めることは、受注業者と労働者の労働契約に介入し、企業経営の安定を損ない労働者の就労維持にも影響を及ぼすおそれがあることから、下限額を定める改正については考えておりません。</p> <p>公契約における労働環境の向上および公的サービスの品質確保については、これまで本市公契約基本条例の基本方針に基づき取り組んできておりますが、国においても、適切な労務費の確保およびすべての労働者への賃金行き渡りに係る法令の改正が予定されているとのことから、こうした動向を注視してまいります。</p>		

秋田市空家等対策計画（案）について

令和5年12月に策定した計画（素案）に対する意見公募（パブリックコメント等）を実施し、提出された意見等を反映した計画（案）を策定したものである。

1 計画策定の趣旨および背景

空家等対策計画は、改正後の空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「空家法」という。）第7条に規定する市町村が空き家等対策を総合的かつ計画的に実施するために定めることができる計画である。

この計画の策定は任意ではあるが、本市の空き家等対策の基本的な方針を示すとともに、改正空家法への対応や国の交付金等を活用した事業の展開等を図り、空き家等対策を強化するため、本計画を策定するものである。

2 意見公募の実施内容

(1) 意見募集期間

令和5年12月26日（火）から令和6年1月26日（金）まで

(2) 募集方法

ア パブリックコメント

市ホームページへの掲載、各市民サービスセンター、防災安全対策課および住宅整備課への意見箱設置

イ 市民100人会への依頼

対象者への郵送

ウ 関係団体への依頼

法務、不動産、建築、環境、福祉、解体業およびNPO法人等の関係団体への郵送

(3) 意見の提出

ア 提出者 15名（うちア2名、イ13名）、5団体（ウ）

イ 意見数 45件

(4) 主な意見内容

ア 空き家所有者等への啓発、情報提供および相談体制に関すること

イ 関係団体および市内の連携体制に関すること

ウ 空き家等の調査やデータベースに関すること

エ 管理不全な空き家等の対応に関すること

オ 利活用や流通促進に関すること

カ 見守り代行サービスなどの管理に関すること 等

3 計画（案）について

別紙「秋田市空家等対策計画（案）」および「秋田市空家等対策計画（案）概要版」のとおり

4 これまでの経過および今後のスケジュールについて

令和5年12月中旬

議会への素案の報告

令和5年12月下旬

パブリックコメント等の実施

令和6年1月下旬

パブリックコメント等の終了

2月

意見公募結果の公表および計画案作成

3月中旬

計画案について議会へ報告

3月末

計画策定および公表

4月

計画に基づく空き家等対策の実施

■ 計画策定の背景と趣旨	P1	■ 計画期間	P3	■ 計画の対象	P3
<p>今後も全国的に空き家等は増加することが想定され、除却等のさらなる促進に加え、周囲に悪影響を及ぼす前の有効活用や適切な管理を総合的に強化する必要があることから、令和5年12月には改正空家法等が施行されました。</p> <p>本市においても更なる空き家等の増加が懸念され、空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に進め、対策を強化する必要があることから、これまでの本市基本方針の内容や取組を継承しながら、新たに「秋田市空家等対策計画」を策定します。</p>		<p>令和6年度 ～令和10年度</p> <p>※秋田市総合計画、秋田市住生活基本計画等の上位関連計画の改定に合わせ、見直しを実施</p>		<p>対象とする地区</p> <p>秋田市全域</p>	<p>対象とする空き家等の種類</p> <p>空家法第2条に規定する「空家等」 ・空家等（空家法第2条第1項） ・特定空家等（空家法第2条第2項）</p>

■ 現況の整理 P4～P12

人口・空き家等の動向

- 人口減少・少子高齢化の進展・加速
- 高齢者単身・夫婦世帯の増加
- 空き家は増加、賃貸・売却以外の空き家のうち6～7割は利活用可能
- 地価の下落、中古住宅流通は増加傾向

■ 本市のこれまでの主な取組 P13

秋田市空き家対策基本方針（平成26年4月策定）に基づき取組を実施

これまでの取組

基本方針1 空き家所有者への適正管理の啓発

- 広報あきたへの掲載による適正管理の呼びかけ
- 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による空き家適正管理の啓発

基本方針2 空き家の利活用

- 秋田市空き家バンク制度による利活用の推進
- 秋田市空き家定住推進事業による改修費への支援（補助）
- 秋田市空き家所有者等無料相談会の開催
- 空き家データベース作成による情報共有
- 住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型による金利優遇

基本方針3 周辺環境に影響のある危険な空き家への対処

- 秋田市空き家等の適正管理に関する条例の制定
- 条例等に基づく危険な空き家の所有者への指導等
- 秋田市老朽危険空き家等解体撤去補助金による危険空き家の解体費への支援（補助）
- 金融機関との協定による空き家解体ローン金利優遇

基本方針4 新たな空き家の発生抑制のための対応策実施

- 秋田市住宅リフォーム支援事業によるリフォーム費用への支援（補助）
- 秋田市多世帯同居推進事業による同居のための改修費への支援（補助）
- 木造住宅耐震改修等事業による耐震診断および耐震改修への支援（補助等）
- 相続した空き家の譲渡所得3,000万円特別控除の周知および確認手続き

基本方針5 空き家対策への全庁的な取り組み

- 空き家に関する相談窓口と担当する役割分担の明確化

■ 空き家等の課題 P14～P15

課題1 所有者の当事者意識の向上 基本方針1、2

- 所有者としての当事者意識の向上
- 相続手続や成年後見制度などの周知

課題2 空き家等の解消に向けた相談や情報提供の充実 基本方針1、2

- 空き家等所有者への相談体制や情報提供の充実
- 空き家等となる前の啓発や情報提供の充実

課題3 空き家等の利活用の推進 基本方針2、3

- 空き家等の活用の推進
- 改修費用などへの支援

課題4 増加する管理不全な空き家等への対応 基本方針1、4

- 適正管理の啓発および支援
- 管理不全な空き家等への指導体制の強化
- 浸水被害を受けた空き家等への対応

課題5 空き家等対策の実施体制の整備 基本方針5

- 庁内の連携体制の整備
- 民間の関係団体との連携

■ 基本目標 P16～P18

総合的な空き家等対策による安全・安心な秋田のまちづくり

基本方針1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実

- ◆ 市民等への意識啓発と情報提供
- ◆ 空き家等の相談体制の充実
- ◆ 空き家等の管理指針の周知
- ◆ 空き家等の管理代行サービス等の利用促進

基本方針2 空き家等の発生予防

- ◆ 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供
- ◆ 空き家等に係る税制優遇措置の周知
- ◆ 既存住宅に住み続けられるための支援

基本方針3 空き家等の利活用の促進

- ◆ 空き家バンク等の活用
- ◆ 空き地バンクの設置の検討
- ◆ 空き家等の利活用および流通促進のための支援
- ◆ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討

基本方針4 管理不全な空き家等への対応の強化

- ◆ 管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施
- ◆ 所有者不在（不明）空き家等への法的手続の実施
- ◆ 管理不全空家等の解体・撤去への支援
- ◆ 浸水被害空き家等に対する対応

基本方針5 空き家等対策の実施体制の整備

- ◆ 空き家等の調査
- ◆ 空き家等に関するデータベースの整備
- ◆ 市民等が相談しやすい窓口体制の検討
- ◆ 庁内での連携体制の整備
- ◆ 関係団体等との連携体制の整備
- ◆ 空家等管理活用支援法人の指定
- ◆ 空き家条例の改正の検討

■ 空き家等対策の成果指標 P28

指標	定義	現状 (R4)	目標値 (R6～R10)
空き家相談会参加件数	空き家所有者等無料相談会の参加件数（参加件数の合計）	32件 (R4)	180件 (R6～R10)
特定空家等および管理不全空家等認定件数	特定空家等および管理不全空家等認定件数（認定件数の合計）	0件 (R4)	100件 (R6～R10)
老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数	老朽危険空き家等解体撤去補助金活用件数（活用件数の合計）	12件 (R4)	60件 (R6～R10)
空き家バンク登録物件数	空き家バンクの登録物件数（登録物件数の合計）	22件 (R4)	130件 (R6～R10)

P19～P27

空き家等対策の実施

※詳細は2ページ目参照

■ 基本目標に対する基本方針および空き家等対策の実施内容

基本目標	基本方針	基本施策	具体的な取組
総合的な空き家等対策による安全・安心な秋田のまちづくり	基本方針 1 所有者等への適正管理の啓発や相談体制の充実	① 市民等への意識啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報、ホームページ等での情報提供（継続） 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による情報提供（継続） 空き家ガイドブックの作成の検討（新規）
		② 空き家等の相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 秋田市空き家所有者等無料相談会の開催（継続） 秋田県主催の空き家相談会への参画（継続）
		③ 空き家等の管理指針の周知	<ul style="list-style-type: none"> 国の基本指針に基づき、空き家等の適切な管理の指針の周知（新規）
		④ 空き家等の管理代行サービス等の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係事業団体等との連携による空き家等の管理代行サービスや見守りサービスの検討（新規）
	基本方針 2 空き家等の発生予防	① 空き家等となる前の対策や相続登記の必要性などの情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 市の広報、ホームページ等での情報提供（再掲・継続） 固定資産税納税通知書へのチラシ同封による情報提供（再掲・継続） 空き家ガイドブックの作成の検討（再掲・新規） 秋田市空き家所有者等無料相談会の開催（再掲・継続） 秋田県主催の空き家相談会への参画（再掲・継続）
		② 空き家等に係る税制優遇措置の周知	<ul style="list-style-type: none"> 相続した空き家等に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続（継続） 低未利用地に係る譲渡所得の特別控除の周知および確認書発行手続（継続）
		③ 既存住宅に住み続けられるための支援	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム支援事業による改修費の支援（補助）（継続） 多世帯同居推進事業による改修費の支援（補助）（継続） 木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援（補助等）（継続）
	基本方針 3 空き家等の利活用の促進	① 空き家バンク等の活用	<ul style="list-style-type: none"> 空き家バンク制度の活用および推進（継続） 住宅情報ネットワークサイトの活用および推進（継続） 全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信（継続） 住宅の利活用に向けたセミナー等の開催の検討（新規）
		② 空き地バンクの設置の検討	<ul style="list-style-type: none"> 空き地バンク制度の設置の検討（新規） 住宅情報ネットワークサイトの活用および推進（再掲・継続） 全国版空き家・空き地バンクへの参画による情報発信（再掲・継続）
		③ 空き家等の利活用および流通促進のための支援	<ul style="list-style-type: none"> 住宅リフォーム支援事業による改修費の支援（補助）（再掲・継続） 空き家定住支援事業による改修費の支援（補助）（継続） 多世帯同居推進事業による改修費の支援（補助）（再掲・継続） 住宅金融支援機構【フラット35】地域連携型による金利優遇（継続） 木造住宅耐震改修等事業による耐震診断や耐震改修の支援（補助等）（再掲・継続） 中心市街地空き店舗対策事業による改装費等の支援（補助・継続） 中心市街地空き店舗データベースによる空き店舗情報の発信（継続）
		④ 空き家等の利活用促進のための様々な取組の検討	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等や低未利用地解消のためのランドバンク事業実施の可能性の検討（新規） 空き家等の様々な活用方法に対する支援の検討（新規） 空家等活用促進区域の設定および空家等活用促進指針の策定の検討
	基本方針 4 管理不全な空き家等への対応の強化	① 管理不全な空き家等の所有者への助言又は指導等や法的措置の実施	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等および管理不全空家等の認定基準の策定（新規） 特定空家等および管理不全空家等の助言又は指導（継続） 改善が見られない特定空家等および管理不全空家等への勧告、命令および行政代執行実施の検討（新規） 条例に基づく緊急安全措置の実施（継続） 法に基づく緊急行政代執行の実施の検討（新規）
		② 所有者不在（不明）空き家等への法的手続の実施	<ul style="list-style-type: none"> 特定空家等および管理不全空家等の解消のための財産管理制度活用の検討（新規）
		③ 管理不全空家等の解体・撤去への支援	<ul style="list-style-type: none"> 老朽危険空き家等解体撤去補助金による解体費用への支援（補助）（継続） 金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇（継続） 解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討（新規）
		④ 浸水被害空き家等に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 浸水被害空き家等の調査および所有者への指導（新規） 老朽危険空き家等解体撤去補助金による解体費用への支援（補助）（再掲・継続） 金融機関との協定による空き家解体ローンの金利優遇（再掲・継続） 解体業者関係団体等との連携による解体業者紹介の手法の検討（再掲・新規）
	基本方針 5 空き家等対策の実施体制の整備	① 空き家等の調査	<ul style="list-style-type: none"> 市民からの通報や日常的なパトロールによる空き家等の把握（継続） 効率的な空き家調査手法の検討および実施（新規） 所有者意向調査の検討および実施（新規）
		② 空き家等に関するデータベースの整備	<ul style="list-style-type: none"> 空き家等データベースの整備および市内での情報共有（見直し） 空き家等データベースシステム導入の検討（新規）
		③ 市民等が相談しやすい窓口体制の検討	<ul style="list-style-type: none"> 市民等が相談しやすい相談体制の検討（新規）
		④ 庁内での連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 空き家対策チームによる各課所室の役割分担や連携体制の整備（見直し） 空き家対策チーム等による庁内連絡会議による空き家等対策の検討（新規）
		⑤ 関係団体等との連携体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> 民間団体等と連携した空家等対策協議会設置の検討（新規）
⑥ 空家等管理活用支援法人の指定		<ul style="list-style-type: none"> 空家等管理活用支援法人の指定の検討（新規） 	
⑦ 空き家条例の改正の検討		<ul style="list-style-type: none"> 総合的な空き家等対策の実施に向けた空き家条例の改正（新規） 	